

グリース阻集器維持管理誓約書

令和 年 月 日

八 幡 市 長 様

事 業 者

住 所

氏 名

印

TEL

今般、八幡市 番地におきましてグリース阻集器を設置するにあたり、下記事項を順守して当該設備の適切な維持管理に努め、市に対して迷惑をかけることを誓約いたします。

土地等の権利譲渡を行った場合も、この誓約書を継承します。

記

1. 容量計算書に記載された流入流量及び清掃周期を順守します。
2. グリース阻集器は日本阻集器工業会の認定品を使用します。
3. バイオ装置付グリース阻集器(認定品に限る)以外での菌やオゾンを用いた曝気処理は行いません。
4. グリース阻集器の清掃実施日等を清掃点検簿に記録し、厳重に管理・保管します。
5. 残さ等の産業廃棄物は産廃処理し、マニフェストを厳重に管理・保管します。